大阪府議会規則第　　　号

大阪府議会会議規則の一部を改正する規則

大阪府議会会議規則（平成三年大阪府議会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| （議案の提出）  第十三条　議員が議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由を付け、これに記名し、法第百十二条第二項の規定によるものについては所定の賛成者とともに記名して、議長に提出しなければならない。  ２　（略）  （修正の動議）  第十六条　修正の動議は、その案をそなえ、法第百十五条の三の規定によるものについては所定の発議者が記名し、その他のものについては二人以上の賛成者とともに記名して、議長に提出しなければならない。  （懲罰動議の提出）  第百十三条　懲罰の動議は、文書をもって所定の発議者が記名して、議長に提出しなければならない。  ２　（略） | （議案の提出）  第十三条　議員が議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由を付け、法第百十二条第二項の規定によるものについては所定の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。  ２　（略）  （修正の動議）  第十六条　修正の動議は、その案をそなえ、法第百十五条の三の規定によるものについては所定の発議者が連署し、その他のものについては二人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。  （懲罰動議の提出）  第百十三条　懲罰の動議は、文書をもって所定の発議者が連署して、議長に提出しなければならない。  ２　（略） |

附　則

　この規則は、公布の日から施行する。